

佐渡市財務規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第32条 (略)</p> <p>(歳出執行伺)</p> <p>第33条 支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ歳出執行伺を作成し、予算執行職員の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、歳出執行伺を省略することができる。</p> <p>(1) <u>市長が認めるところにより、支出負担行為兼支出命令票により支出することとしている経費</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、緊急かつ予期しない経費</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p>第1条～第32条 (略)</p> <p>(歳出執行伺)</p> <p>第33条 支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ歳出執行伺を作成し、予算執行職員の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、歳出執行伺を省略することができる。</p> <p>(1) <u>報酬及び旅費(条例又は規則で支給基準が定められているもの)</u></p> <p>(2) <u>給料・職員手当等(退職手当を除く。)及び恩給及び退職年金</u></p> <p>(3) <u>賃金</u></p> <p>(4) <u>共済費</u></p> <p>(5) <u>報償費</u></p> <p>(6) <u>需用費のうち燃料費、光熱水費、加除式図書の追録代及び児童福祉施設等に係る賄材料費等で経常的かつ定期的に支払いを要する経費並びに1件50万円を超えない消耗品費、修繕料及び印刷製本費</u></p> <p>(7) <u>役務費のうちし尿処理手数料等、自動車損害保険料(強制加入のものに限る。)、郵便切手、ハガキ購入代、後納郵便料及び電信電話料並びに公金自動振替手数料</u></p> <p>(8) <u>使用料及び賃借料のうち放送受信料</u></p> <p>(9) <u>原材料費</u></p> <p>(10) <u>備品購入費(1件50万円を超えないものに限る。)</u></p> <p>(11) <u>扶助費</u></p> <p>(12) <u>繰出金</u></p>

<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>3 第1項の歳出執行伺には、件名、執行理由及び単価等経費算出の根拠並びに執行額のほか、予算科目及び予算現況を記入しなければならない。ただし、契約をしようとするときは、当該契約の内容及び締結の方法等を明らかにした歳出執行伺に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>一般競争入札の場合にあっては入札公告案、指名競争入札の場合にあっては請負人選定書及び入札執行通知書</u></p> <p>(2) <u>随意契約の場合にあっては、随意契約及び業者選定の具体的理由等を記載した随意契約調書及び見積指名通知書</u></p> <p>(3) <u>予定価格を記載した書面(書面により予定価格を定める必要がないと認める場合は、歳出執行伺に予定価格を併記すること。)</u></p> <p>(4) <u>設計書、仕様書及び関係図面</u></p>	<p>(13) <u>公課費</u></p> <p>(14) <u>佐渡市国民健康保険条例(平成16年佐渡市条例第213号)に基づく助産費及び葬祭費</u></p> <p>(15) <u>市債の元利償還金(公債手数料含む。)</u></p> <p>(16) <u>医療に係る給付費及び拠出金</u></p> <p>(17) <u>介護給付及び予防給付に係る給付費</u></p> <p>(18) <u>繰替払いに係る経費</u></p> <p>(19) <u>市税徴収金の収入に係る還付金及び還付加算金</u></p> <p>(20) <u>前号各号に掲げるものの他、緊急かつ予期しない経費</u></p> <p>3 第1項の歳出執行伺には、件名、執行理由及び単価等経費算出の根拠並びに執行額のほか、予算科目及び予算現況を記入しなければならない。ただし、請負工事の歳出執行伺には、次の第1号に掲げる事項を記載し、第2号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>記載事項</u></p> <p>ア <u>工事場所</u></p> <p>イ <u>工事予算額及び実施設計額</u></p> <p>ウ <u>契約の方法(随意契約の場合は、契約の相手方及び契約額)</u></p> <p>エ <u>落札価格に制限を設ける必要があるときは、その旨及びその理由</u></p> <p>オ <u>特定財源収入の有無及び見込額</u></p> <p>(2) <u>添付書類</u></p> <p>ア <u>入札執行公告案(指名競争入札の場合は、請負人選定書及び入札通知書)</u></p> <p>イ <u>設計書、仕様書及び関係図面</u></p> <p>(加える。)</p> <p>(加える。)</p>
--	---

<p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、必要と認める書類</u></p> <p>(削る。)</p> <p>第34条～第69条 (略)</p> <p>(歳入の徴収又は収納の委託)</p> <p>第70条 課長等は、施行令第158条第1項又は<u>施行令第158条の2第1項</u>其他法令の規定により、私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類及び委託に係る契約書案をもって会計管理者と協議し、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第71条～第141条 (略)</p> <p>(契約の方法等)</p> <p>第142条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第25項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第</p>	<p>(加える。)</p> <p><u>4 第1項の規定による歳出執行伺は、支出負担行為伺票をもってこれに代えることができる。ただし、別に定める経費については、支出負担行為兼支出命令票によることができる。</u></p> <p>第34条～第69条 (略)</p> <p>(歳入の徴収又は収納の委託)</p> <p>第70条 課長等は、施行令第158条第1項又は<u>第158条の2第1項</u>其他法令の規定により、私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類及び委託に係る契約書案をもって会計管理者と協議し、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第71条～第141条 (略)</p> <p>(契約の方法等)</p> <p>第142条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第25項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第</p>
---	--

14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより市長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から 買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者から 役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定す

14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより市長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から **第177条第3項で定める手続により** 買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者から **第177条第3項で定める手続により** 役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が

る配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から

受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより市長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から 受ける契約をするとき。

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から 買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者から 新役務の提供を受ける契約をするとき。

(5)～(9) (略)

4 (略)

(契約書の作成)

第143条 予算執行職員は、契約を締結しようとするときは、契約書を作成し、契約の相手方とともに、当該契約書に記名押印しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは契約書の作成を省略することができる。

(1) 1件50万円（工事又は製造の請負においては130万円）以下の指名競争入札による契約又は随意契約を締結するとき（不動産の買入れ又は売払いに係るものを除く。）。

(2) せり売り及び売価表示販売をするとき。

行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体 から第177条第3項で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより市長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から第177条第3項で定める手続により受ける契約をするとき。

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から第177条第3項で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者から第177条第3項で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

(5)～(9) (略)

4 (略)

(契約書の作成)

第143条 予算執行職員は競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決したときは、直ちに契約書を2通作成し、相互に交換しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは契約書の作成を省略することができる。

(1) 50万円（工事又は製造の請負においては100万円）を超えない指名競争契約又は随意契約をするとき。

- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を直ちに引き取るとき。
- (4) 官公署等_____と契約をするとき。
- (5) 電気、ガス、水道及び電信電話等の供給契約又は使用契約をするとき。
- (6) 単価契約に基づく契約をするとき。
- (7) 随意契約であって、災害復旧及び災害の防止のために緊急に締結する建設工事の請負又は測量、調査若しくは設計の委託に関する契約をするとき。

2 予算執行職員は、契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書類を徴するものとする。
ただし、1件20万円以下の特に軽微な契約(工事請負契約を除く。)の場合は、これを省略することができる。

第144条 (略)

(契約保証金)

第145条 予算執行職員は、契約(仮契約を除く。)の相手方をして、契約金額の100分の10以上の額(インターネットを利用して公有財産の売払いを行うことができるシステム(以下「公有財産売却システム」という。)による入札にあっては、予定価格の100分の10以上の額)の契約保証金を会計管理者に納付させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、単価で契約を締結する場合の契約保証金の額は、その都度定めるものとする。

3 契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (2) せり売り及び売価表示販売をするとき。
- (3) 物件の売払いの場合において、買主が直ちに代金を納めてその物件を引取るとき。
- (4) 官公署その他これに準ずる機関と契約_するとき。
- (5) 電気、ガス、水道及び電信電話等の供給契約又は使用契約をするとき。
(加える。)

2 予算執行職員は、前項第1号に該当する場合に契約書の作成を省略するときは、契約の適正な履行を確保するため契約の相手方に請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない。ただし、1件20万円以下の_____場合は、これを省略することができる。

第144条 (略)

(契約保証金)

第145条 予算執行職員は、契約_____の相手方に_____契約金額の100分の10以上_____ (インターネットを利用して公有財産の売払いを行うことができるシステム(以下「公有財産売却システム」という。)による入札の場合は、予定価格の100分の10以上_____)の契約保証金を_____納付させなければならない。ただし、第147条の規定による仮契約の場合にあっては、この限りでない。

2 前項の契約保証金の納付は、契約金額の100分の10以上に相当すると認められる第208条第1項に規定する有価証券をもって代えることができる。

<p>(1) 第 208 条第 1 項各号に掲げる有価証券</p> <p>(2) 金融機関の保証</p> <p>(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証</p> <p>4 契約の相手方が、入札の際、入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供している場合は、これを契約保証金又は担保に充当することができる。</p> <p>5 予算執行職員は、第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。</p> <p>(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結し、当該保証証券を提供したとき。</p> <p>(3) 契約の相手方が過去 2 年の間に市、国、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。</p> <p>(5) 財産を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時その他これに類する場合で契約保証金を納付</p>	<p>3 公有財産売却システムによる入札の場合における第 1 項の契約保証金は、入札保証金を充当することでその納付に代えることとする。</p> <p>4 第 1 項の規定による保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。</p> <p>(1) 銀行その他が確実と認める金融機関の保証</p> <p>(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証</p> <p>5 予算執行職員は、第 1 項本文の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>(3) 施行令第 167 条の 5 の規定に基づき別に市長が定める資格を有する者が契約の相手方であり、その者が過去 2 年の間に市、国、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保</p>
---	---

させる必要が認められないとき。

(6) _____ 随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(7) 500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(8) 官公署等と契約をするとき。

6 契約保証金は、契約の相手方が契約条項に定める義務を履行したときに還付する。ただし、財産の売払いの契約においては、契約の相手方の申出により、契約保証金を還付しないで売払代金に充当することができる。

第 146 条 (略)

(仮契約 _____)

第 147 条 予算執行職員は、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年佐渡市条例第 60 号）の規定により議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、当該契約の相手方と、議会の議決があったときに本契約となる旨を記載した仮契約書を作成し、

相互に交換しなければならない。

2 予算執行職員は、前項の場合において議会の議決があったときは、速やかにその旨を当該契約の相手方に書面をもって通知しなければならない。

第 148 条 (略)

(契約の解除)

第 149 条 予算執行職員は、契約の相手方が次の各号のいずれか

が提供されたとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき _____

(6) 指名競争入札及び随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(加える。)

(加える。)

6 契約保証金は、契約の相手方が契約条項に定める義務を履行したときに還付する。 _____

第 146 条 (略)

(仮契約書の作成)

第 147 条 予算執行職員は、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年佐渡市条例第 60 号）の規定により議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、一般競争入札又は指名競争入札の落札者に対し、当該契約は議会の同意を得たときには、本契約として認められる旨の契約（以下「仮契約」という。）に関する書類を作成し、契約の相手方と相互に交換しなければならない。

2 予算執行職員は、前項の場合において議会の議決があったときは、速やかにその旨を落札者 _____ に書面をもって通知しなければならない。

第 148 条 (略)

に該当するときは、契約の定めるところにより契約を解除することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 契約履行の確保又は確認をするために行う監督又は検査に際し、当該契約の相手方若しくはその代理人又は支配人その他の使用人が、監督又は検査を行う者の職務の執行若しくは指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(5) (略)

(6) 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結した場合において、当該入札に当たり、入札者が共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことが明らかになったとき。

2 前項の規定による契約の解除は、書面により行わなければならない。ただし、第143条第1項の規定により契約書の作成を省略した場合は、この限りでない。

第150条 (略)

(検査調書の作成)

第151条 予算執行職員は、前条第3項の規定により自ら検査を行ったときは、検査調書を作成しなければならない。

2 前条第3項の規定により検査を命じられた補助者及び同条第4項の規定により検査の委託を受けた者は、検査調書を作成し、当該予算執行職員に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、予算執行職員及び検査を命じられた補助者は、1件の金額(一定期間ごとに履行を確認し、支払をすることが定められた契約にあっては当該期間に係る支出し

(契約の解除)

第149条 予算執行職員は、契約の相手方が次の各号に掲げる事項に該当すると認めるときは、 _____ 契約を解除することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 契約履行の確保又は確認をするために行う監督又は検査に際し、当該契約の相手方若しくはその代理人又は支配人その他の使用人が、監督又は検査を行う者の職務の執行若しくは指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(5) (略)

(加える。)

2 _____ 契約の解除は、書面をもってしなければならない。ただし、第143条第1項及び第2項の「ただし書」規定により契約書の作成を省略した場合は、この限りでない。

第150条 (略)

(検査調書の作成)

第151条 予算執行職員又は予算執行職員から検査を命ぜられた補助者は、前条第3項の規定に基づく検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。ただし、1件20万円を超えないものは、請求書又は支出命令書に検査をした旨記載することをもって検査調書にかえることができる。

2 前項の規定により予算執行職員から検査を命ぜられた補助者は、検査調書を作成した場合には、当該検査を命じた予算執行職員に検査調書を提出しなければならない。

ようとする額、単価契約にあつては1件ごとの支出しようとする額とする。)が20万円以下の契約について検査をしたときは、請求書又は支出命令書等に検査済みである旨の証明を付することをもちて検査調書の作成に代えることができる。ただし、部分払をするために検査をしたとき及び検査の結果その給付が契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

4 収支命令職員は、前各項の規定による検査調書によらなければ、当該契約に係る経費について支出命令をしてはならない。

(部分払)

第152条 予算執行職員は、契約の定めるところにより、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う(以下「部分払」という。)ことができる。

2 前項に規定する部分払の金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあつては既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額まで支払うことができる。

3 予算執行職員は、契約を締結する場合において、部分払の特約をしようとするときは、部分払の対象とした物件については、契約の相手方に危険を負担させる旨をあらかじめ契約書により明確に定めておかなければならない。

4・5 (略)

第153条 (略)

(入札の公告)

第154条 予算執行職員は、一般競争入札に付そうとするときは、

(加える。)

3 収支命令職員は、第1項の規定による検査調書によらなければ、当該契約に係る経費について支出命令をしてはならない。

(部分払)

第152条 収支命令職員は、契約の定めるところにより、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は既納部分に対して、その完済又は完納前にその代金の一部を支払うことができる。

2 前項の支払金額は、工事又は製造についてはその既済部分に対する代金の額の10分の9、物件の購入についてはその既納部分に対する代金の額を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造における完済部分に対してはその代金の全額までを支払うことができる。

3 前項の規定による支払をする場合にあつては、契約の相手方が当該支払の対象となる物件について危険負担をする旨を契約書に明記しなければならない。

4・5 (略)

第153条 (略)

入札期日の前日から起算して 10 日前(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事で予定価格が 5,000 万円以上のものについては 15 日前)までに公報、新聞又はその他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する
場合においては、その

期間を 5 日以内に限り短縮することができる。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

第 155 条・第 156 条 (略)

(入札保証金等)

第 157 条 予算執行職員は、入札者をして、その者の見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の額(公有財産売却システムによる入札にあっては、予定価格の 100 分の 10 以上の額)の入札保証金を、あらかじめ会計管理者に対し納付させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、単価による入札の場合の入札保証金の額は、その都度定めるものとする。

3 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 第 208 条第 1 項各号に掲げる有価証券

(2) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証

4 第 1 項の規定による入札保証金の納付又は前項の規定による担保の提供があったときは、会計管理者は、歳入歳出外現金等領収証書を当該入札者に交付しなければならない。

(入札の公告)

第 154 条 予算執行職員は、一般競争入札に付そうとするときは、入札期日の前日から起算して次の各号に掲げる期間において、

公報、新聞又はその他の方法により公告しなければならない。ただし、予算執行職員がやむを得ない理由があると認めるときは、第 2 号及び第 3 号の期間を 5 日以内に限り短縮することができる。

(1) 予定価格が 500 万円未満のものは 1 日以上

(2) 予定価格が 500 万円以上、5,000 万円未満のものは 10 日
上

(3) 予定価格が 5,000 万円以上のものは 15 日以上

第 155 条・第 156 条 (略)

(入札保証金等)

第 157 条 入札者は、現金又は第 208 条第 1 項各号に掲げる有価証券をもって、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を、予算執行職員があらかじめ指定する日までに歳入歳出外現金等納付書により、会計管理者に対し納入しなければならない。ただし、公有財産売却システムによる入札の場合の入札保証金は、予定価格の 100 分の 10 以上の額とし、公有財産売却システムを管理する事業者の保証をもって代えることができる。

(加える。)

(加える。)

5 予算執行職員は、一般競争入札を執行しようとするときは、入札者をして前項の規定により交付を受けた歳入歳出外現金等領収証書を提示させ、その確認をしなければならない。ただし、第164条第1項ただし書の規定による入札(以下「郵便等による入札」という。)及び同条第3項に規定する電子入札の場合にあつては、当該歳入歳出外現金等領収証書の確認を要しない。

(入札保証金の免除)

第158条 予算執行職員は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 入札者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。
(削る。)

(2) 入札者が、市の入札参加資格者名簿に登載された者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

(入札保証金の還付)

第159条 入札保証金は、開札が完了したとき又は入札を中止したときに還付す

2 前項の規定による入札保証金の納付があつたときは、

会計管理者は、歳入歳出外現金等領収証書を当該入札者に交付しなければならない。ただし、公有財産売却システムによる入札の場合は、この限りでない。

3 予算執行職員は、一般競争入札を執行しようとするときは、入札者をして前項の規定により交付を受けた歳入歳出外現金等領収証書を提示させ、その確認をしなければならない。

(入札保証金の免除)

第158条 前条の規定にかかわらず、予算執行職員は 次の各号のいずれかに該当する場合については、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。ただし、この場合にあつては、該当する入札者の全部について入札保証金の全部又は一部の納付が免除されなければならない。

(1) 入札者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき

(2) 競争入札に付する場合において、施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者で、過去2年の間に市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したのものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 入札に参加しようとする者が、あらかじめ名簿に登載された者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(加える。)

る。ただし、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

2 第 147 条第 1 項の規定により仮契約を締結した者が納入した入札保証金は、当該契約について議会の同意が得られなかった場合においては、同条第 2 項の規定による通知をするときに還付するものとする。

(入札保証金の受入れ及び払出しの手続)

第 160 条 第 146 条の規定は、入札保証金の受入れ及び払出しの手続について _____ 準用する。

(予定価格の作成等)

第 161 条 予算執行職員は、一般競争入札に付する事項の価格を、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面(以下「予定価格書」という。)を封筒に入れて封印し、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

2 予算執行職員は、前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより予定価格を入札前に公表するときは、予定価格書を封筒に入れて封印しないことができる。

(削る。)

(削る。)

第 162 条 (略)

(入札保証金の還付)

第 159 条 入札保証金は、開札(再入札の開札を含む。)完了後入札者から歳入歳出外現金等還付請求書の提出を受けて還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金は、当該契約について契約書を交換したときにおいて、契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

2 第 147 条第 1 項の規定により仮契約を締結したものが納入した入札保証金は、当該契約について議会の同意が得られなかった場合においては、同条第 2 項の規定による通知をするときに還付するものとする。

(入札保証金の受入れ及び払出しの手続)

第 160 条 _____ 入札保証金の受入れ及び払出しの手続については、収入及び支出の例による。

(予定価格の作成等)

第 161 条 予算執行職員は、一般競争入札により支出の原因となる契約をしようとするときは、当該事項に関する仕様書、設計書等により入札に付する事項の予定価格を別表第 1 に掲げる区分により定めなければならない

2 予算執行職員は、前項の規定により予定価格を定めたときは、書面に記載し、それを封筒に入れ封印し、保管しなければならない。

3 予算執行職員は、前項の封筒を開札の際、開札場所に置かなければならない。

4 予算執行職員は、一般競争入札により収入の原因となるような契約を締結しようとするときは、当該契約の目的物について、市長が予定価格を設け、これを第 154 条の規定による公告において明らかにすることができる。

(最低制限価格)

第 163 条 予算執行職員は、一般競争入札により、工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、最低制限価格を設けることができる。

- 2 予算執行職員は、前項の規定により最低制限価格を設けるときは、第 154 条の規定による公告においてその旨を明らかにしなければならない。
- 3 予算執行職員は、第 1 項の規定により最低制限価格を設けたときは、第 161 条第 1 項に規定する予定価格書にこれを併記するものとする。
- 4 最低制限価格の設定に関し必要な事項は市長が別に定める。

(入札の方法)

第 164 条 入札は、指定の日時及び場所において、入札書を封書にし、入札保証金を添えて提出して行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、入札書及び入札保証金を書留郵便で提出して行うことができる。

- 2 郵便等による入札は、封書の表に「何々入札書在中」と朱書しなければならない。
- 3 予算執行職員は、前 2 項の規定にかかわらず、電子入札(電子情報処理組織(市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。)を使用して行う入札をいう。)を行うことができる。この場合において入札者は、当該入札者の使用に係る電子計算機から入札金額その他必要な事項を入力して、第 1 項に規定する指定の日時まで、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、入札しなければならない。

第 162 条 (略)

(落札価格の制限)

第 163 条 一般競争入札により、工事又は製造その他についての請負契約をしようとする場合において、最低制限価格を設けようとする場合には、予定価格を記載した予定価格決定書に併記しなければならない。この場合において、第 161 条第 1 項の規定は最低制限価格の設定において準用する。

- 2 前項により最低制限価格を設けたときは、第 154 条の公告においてその旨を明らかにしなければならない。
(加える。)

(加える。)

(入札の方法)

第 164 条 入札は、指定の日時及び場所において、入札書を封書にし、入札保証金を添えて提出して行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、入札書及び入札保証金を書留郵便で提出して行うことができる。

- 2 前項ただし書の規定により郵便で入札するときは、封書の表に「何々入札書在中」と朱書しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、予算執行職員が使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子処理情報組織(公有財産売却システム)を使用する方法により入札を行わせることができる。この場合において、予算執行職員が指定する日時までに入札書に記載すべき事項を公有財産売却システムを管理する事業者の使用に係る電子計算

第 165 条・第 166 条 (略)

(開札)

第 167 条 予算執行職員は、一般競争入札終了後直ちにその場において、入札者(入札者が立ち会わない場合(ただし書の規定により入札者の立会いを要しない場合を含む。))にあっては、当該入札事務に関係のない職員)の立会いのうえ開札しなければならない。ただし、郵便等による入札及び電子入札の場合は、入札者の立会いを

要しな

い。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札の場合であって、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

3 入札者は、その提出した入札書(電子入札の場合にあっては、電子情報処理組織に入力した事項)の書換え、引換え又は撤回を
することができない。

4 予算執行職員は、落札者が決定したときは、その場で直ちに出席者に公表し、かつ
、落札者に対して口頭又は書面により通知し
なければならない。

5 前項の規定にかかわらず、施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札の方法により落札者が決定したときは、当該落札者その他の入札者に対して書面で通知するものとする。

6 前 2 項の規定にかかわらず、電子入札により入札した者に対しては、電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

7 予算執行職員は、入札の結果について第 1 項の立会職員の確認を受けて入札調書を作成しなければならない。

機に備えられたファイルに記録することにより、入札しなければならない。

第 165 条・第 166 条 (略)

(開札)

第 167 条 予算執行職員は、一般競争入札終了後直ちにその場において、入札者の面前において入札事務に関係のない職員の

立会いのうえ開札しなければ

ならない。ただし、第 164 条第 1 項ただし書の規定による郵便入札の場合及び同条第 3 項の規定による公有財産売却システムによる入札の場合は、入札者の面前において開札することを要し
ない。

(加える。)

2 入札者は、その提出した入札書
の書換え、引換え又は撤回を
することができない。

3 予算執行職員は、第 1 項の規定による開札により落札者が決定したときは、その場で直ちに口頭又は書面により出席者に公表するとともに、落札者に対して口頭又は書面により通知し
なければならない。

(加える。)

(加える。)

(無効入札)

第 168 条 予算執行職員は、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は第 165 条の規定による確認を受けない代理人のした入札

(2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札

(3) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金が第 157 条第 1 項に規定する額に達しない者がした入札

(4) 郵便等による入札であって、公告で別に指定しない場合において入札開始時刻までに到着せず、又は書留郵便以外の方法によった入札

(5) 同一の入札者が 2 以上の入札をしたときは、その全部の入札

(6) 脅迫その他不正の行為によってした入札

(7) 最低制限価格が設けられている場合においては、これに満たない金額をもって行った入札

(削る。)

(8) 電子_____入札であって、入札金額その他必要な事項が第 164 条第 1 項に規定する指定の日時までに市の_____使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されないもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

2 予算執行職員は、入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認めるときは、その入札の全部を無効とすることができる。

3 _____入札者は、前 2 項の決定に対して異議を申し立てるこ

4 予算執行職員は、入札の結果について第 1 項の立会職員の確認を受けて入札調書を作成しなければならない。

(無効入札)

第 168 条 予算執行職員は、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加するに必要な資格のない者のした入札又は代理権の_____確認を受けない代理人がした入札

(2) 入札書の記載事項中____、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札

(3) _____入札保証金を納付しない者又は入札保証金が第 157 条第 1 項に規定する額に達しない者がした入札

(4) 郵便_____による入札であって、公告で別に指定しない場合において入札開始時刻までに到着せず、又は書留郵便以外の方法によった入札

(5) 同一の入札者が 2 以上の入札をしたときは、その全部の入札

(6) 脅迫その他不正の行為によってした入札

(7) 最低制限価格を下回る入札

(8) 民法第 95 条による錯誤のある入札

(9) 公有財産売却システムによる入札であって、入札金額その他必要な事項が第 164 条第 3 項に規定する指定の日時までに当該公有財産売却システムを管理する事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されないもの

(10) その他_____入札に関する条件に違反した入札

2 予算執行職員は、入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認めるとき

とができない。

(低入札価格調査)

第 169 条 予算執行職員は、一般競争入札により、工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を設けることができる。

2 予算執行職員は、前項の規定による調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることができる。

3 予算執行職員は、第 1 項の規定により調査基準価格を設けるときは、第 154 条の規定による公告においてその旨を明らかにしなければならない。

4 予算執行職員は、第 1 項の規定により調査基準価格を設けたときは、第 161 条第 1 項に規定する予定価格書にこれを併記するものとする。

5 調査基準価格の設定その他低入札価格調査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 170 条 (略)

(再入札)

第 171 条 予算執行職員は、初度の入札において落札者がいない場合にその差額がわずかであると認めるときは、入札条件を変更しないでその場で直ちに(入札者の全部又は一部が電子入札を

は、その入札の全部を無効とすることができる。

3 前 2 項の入札の効力は、予算執行職員が決定する。この場合において、入札者は、その 決定に対して異議を申し立てることができない。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第 169 条 予算執行職員は、施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときには、当該最低価格をもって申込みをした者と契約を結ぶことにより、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める理由又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認める理由を付して、市長の承認を受けなければならない。

2 予算執行職員は、前項の措置をとるにあたっては、市長があらかじめ指定する専門的知識を有する者の意見を聞かなければならない。

(加える。)

(加える。)

(加える。)

第 170 条 (略)

行った場合は、入札執行職員が指定する日時に)再入札に付することができる。この場合において、再入札は2回(電子入札にあっては1回)を限度とする。

2 再入札の場合の入札保証金の額は、第157条第1項の規定にかかわらず、初度の入札において納付した額とする。

3 初度の入札において郵便等による入札をした者並びに初度の入札及び第1回の再入札において第168条第1項の規定に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

4 予算執行職員は、再入札に付そうとするときは、その旨並びに入札開始時刻及び入札締切時刻をあらかじめ、出席者に対しては口頭で、電子入札により入札した者に対しては電子情報処理組織を使用して、通知しなければならない。

(入札中止等)

第172条 予算執行職員は、不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき又は天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

2 予算執行職員は、前項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期したときは、速やかにその理由及びその旨を入札の公告と同様の方法により公告しなければならない。

3 予算執行職員は、第1項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期した場合において、郵便等による入札が到着したときは、開札しないで直ちにこれを返送しなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第173条 予算執行職員は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、更に入札に付そうとするときは、第154条ただし書の規定を準用する。

(再入札)

第171条 予算執行職員は、初度の入札において落札者がいない場合にその差額が僅少であると認めるときは、入札条件を変更しないでその場で直ちに

再入札に付することができる。ただし、再入札は2回を限度とする。

2 再入札の場合の入札保証金は、第157条の規定にかかわらず、初度の入札において納付した額とする。

3 初度の入札において第164条第1項ただし書の規定により郵便で入札した者並びに初度の入札及び第1回の再入札において第168条の規定に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

4 予算執行職員は、再入札に付そうとするときは、その旨並びに入札開始時刻及び入札締切時刻をあらかじめ口頭又は文書で、当該再入札に参加しようとする者に公表しなければならない。

(入札中止等)

第172条 予算執行職員は、不正が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

2 予算執行職員は、前項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期したときは、速やかにその理由及びその旨を前の公告と同様の方法により公告しなければならない。

3 予算執行職員は、第1項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期した場合において、郵便による入札書が到着したときは、開札しないで直ちにこれを返送しなければならない。

(公告期間の短縮)

(公有財産売却システムにおける入札の特例)
第 173 条の 2 第 164 条から第 168 条まで及び第 170 条から第 173 条までの規定にかかわらず、公有財産売却システムによる入札の場合にあっては、当該入札公告において定める方法により入札を行うものとする。

(指名競争入札者の指名)
第 174 条 予算執行職員は、指名競争入札に付そうとするときは、当該入札に参加させようとする者をなるべく 3 人以上 _____ 指名しなければならない。

2 前項の規定により指名された者のうち入札者が _____ が 2 人に達しないときは、入札を行わない。

(入札執行通知)
第 175 条 予算執行職員は、指名競争入札に付そうとするときは、 _____ 第 154 条の規定に準じ相当の見積期間において第 155 条各号に掲げる事項を指名した者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)
第 176 条 指名競争入札に関しては、前 2 条に定めるものを除いては、一般競争入札に関する規定を準用する。

(随意契約の手続)
第 177 条 予算執行職員は、第 142 条第 3 項の規定に基づいて随意契約をしようとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。 _____

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約を締結しようとする者から見積書を徴することにより、他のものから見積書を徴しないことができる。

第 173 条 _____ 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、更に入札に付そうとするときは、第 154 条ただし書の規定を準用する。

(加える。)

(指名競争参加人数 _____)
第 174 条 予算執行職員は、指名競争入札に付そうとするときは、 _____ なるべく 3 人以上の入札者を第 161 条第 1 項の区分に準じ決裁を得て指名しなければならない。

2 前項の規定により指名された者のうち入札に参加しようとする者が 2 人に達しないときは、入札を行わない。

(指名通知)
第 175 条 予算執行職員は、前条の規定により相手方を指名したときには第 154 条の規定に準じ相当の見積期間において第 155 条各号に掲げる事項を指名した者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)
第 176 条 指名競争入札に関しては、前 2 条に定めるものを除いては、一般競争入札に関する規定を準用する。

(随意契約の手続)
第 177 条 予算執行職員は、第 142 条第 3 項の規定に基づいて随意契約をしようとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、特殊なもので 2 人以上の

<p>(1) <u>契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。</u></p> <p>(2) <u>災害の発生等により緊急を要するとき。</u></p> <p>(3) <u>予定価格が50万円以下の工事請負契約を締結するとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長がその契約の性質上2人以上から見積書を徴する必要がないと認めるとき。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>法令により価格が定められているとき。</u></p> <p>(2) <u>官公署等と契約をするとき。</u></p> <p>(3) <u>予定価格が20万円以下の工事請負契約又は5万円以下の物品の買入れその他の契約を締結するとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長がその契約の性質上見積書を徴する必要がないと認めるとき。</u></p> <p><u>(特定の随意契約に係る手続)</u></p> <p><u>第177条の2 予算執行職員は、第142条第3項第3号又は第4号の規定に基づいて随意契約をしようとするときは、次に掲げる手続をとらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。</u></p> <p>(2) <u>契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準、申請方法等を公表すること。</u></p> <p>(3) <u>契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。</u></p> <p><u>(予定価格の決定)</u></p> <p><u>第178条 予算執行職員は、随意契約をしようとするときは、あ</u></p>	<p><u>者から徴することができないものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の随意契約をしようとするときは、あらかじめその旨を記した書面により、第161条第1項の区分に準じ決裁を受けなければならない。</u></p> <p>(加える。)</p> <p>(加える。)</p> <p>(加える。)</p> <p>(加える。)</p> <p>3 <u>施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。</u></p> <p>(2) <u>契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準、申請方法等を公表すること。</u></p> <p>(3) <u>契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。</u></p> <p>(加える。)</p> <p>(加える。)</p>
--	---

あらかじめ第 161 条及び第 162 条の規定に準じて予定価格を定め、予定価格書を作成しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、予定価格書の作成を省略することができる。

(1) 第 142 条第 3 項第 1 号の規定により随意契約をするとき。
(2) 予定価格書により予定価格を定める必要がないと認めるとき。

2 予算執行職員は、前項の規定により予定価格書の作成を省略するときは、歳出執行同等に予定価格を併記するものとする。

第 179 条・第 180 条 (略)

(建設工事請負契約の特例)

第 181 条 建設工事(建設業法第 2 条第 1 項に定める建設工事という。以下同じ。)の契約の相手方は、建設業法 2 条第 3 項に定める建設業者でなければならない。ただし、同法第 3 条第 1 項ただし書に規定する工事又は市長が特別の理由があると認めるものについては、この限りではない。

2 建設工事の請負は、特別の事情がある場合のほか、第 144 条の規定にかかわらず、別記佐渡市建設工事請負基準約款を内容として契約するものとする。

3 予算執行職員は、建設工事の請負契約を締結しようとするときは

_____、契約の相手方が確定した日から 7 日以内に契約書を交換しなければならない。

第 182 条 削除

(予定価格の決定)

第 178 条 随意契約をしようとするときは、あらかじめ第 161 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(加える。)

(加える。)

(加える。)

第 179 条・第 180 条 (略)

(建設工事請負契約の特例)

第 181 条 予算執行職員は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事の請負契約を締結する場合には、同法同条第 3 項の建設業者であるかどうかを確認しなければならない。

2 建設工事請負契約については、特別の事情がある場合を除いては、第 143 条第 1 項の規定にかかわらず建設工事請負基準約款(別記)により契約するものとする。

3 予算執行職員は、建設工事請負契約については、第 144 条第 1 号から第 7 号までに掲げる事項並びに建設工事請負基準約款に従う旨を記載した契約書を作成し、契約の相手方が確定した日から 7 日以内に契約書を交換しなければならない。

(工事費内訳書等)

(工事着手時期及び工期の起算)

第 183 条 建設工事の契約の相手方は、予算執行職員が入札の公告又は入札執行通知において工事の着手の時期を指定しない場合は、契約締結の日から起算して7日以内に工事に着手しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由により予定時期までに着手できない場合において、予算執行職員の承認を得たときはこの限りでない。

2 建設工事の工事期間は、予算執行職員が入札の公告又は入札執行通知において工事の着手の時期を指定しない場合は、契約締結の日から起算する。

(工事着手時期及び工期の起算の特例)

第 183 条の2 前条第1項本文の規定にかかわらず、予算執行職員が入札の公告又は入札執行通知において工事の施工の時期を選択することができる旨の規定をした建設工事であって、第167条(第176条において準用する場合を含む。)の規定による落札通知を受けた日から起算して7日以内に工事の施工の時期について予算執行職員の承認を得たものについては、建設工事の契約の相手方は、当該承認を得た工事の施工の時期の開始の日から起算して7日以内に工事に着手しなければならない。

2 前条第2項の規定にかかわらず、前項の承認を得た建設工事の工事期間は、当該承認を得た工事の施工の時期の開始の日から起算する。

(工事の着手届)

第 184 条 建設工事の契約の相手方は、工事に着手したときは、速やかにその旨を予算執行職員に届け出なければならない。

第 185 条～第 281 条 (略)

第 182 条 予算執行職員は、建設工事請負契約書に添える必要があると認めるときは、契約者に対し契約締結の日の翌日から起算して7日以内に工事費内訳書及び工程表を提出させることができる。

(建設工事着手時期及び工期の起算)

第 183 条 建設工事の契約者 は、 入札の公告又は指名の通知 において別に 指定しない場合は、契約締結の日から起算して7日以内に工事に着手しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由により予定時期までに着手できない場合において、予算執行職員の承認を得たときはこの限りでない。

2 建設工事の工事期間は、 入札の公告又は指名の通知 において指定を しない場合は、契約締結の日から起算する。

(加える。)

(工事 着手届)

別記

佐渡市建設工事請負基準約款

第1条～第3条 (略)

(契約の保証)

第4条 (略)

2～5 (略)

6 乙は、甲があらかじめ入札の公告又は入札執行通知において契約書記載の工事の請負者となる者が請負契約による債務の履行を甲に対して保証する公共工事履行保証証券を甲に差し入れる必要があることを定めたときは、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を甲に対して保証する公共工事履行保証証券(かし担保特約を付したものに限る。)で請負金額の10分の3に相当する金額以上の額を保証金額とするものを甲に差し入れなければならない。

7 (略)

8 甲は、第5項及び前項に規定するもののほか、あらかじめ入札の公告又は入札執行通知により契約書記載の工事の請負者となる者が一定の条件を満たすときに契約保証金の納付を免除することを定めた場合において、乙が甲の定める条件を満たしているときは、第1項又は第2項の規定による契約保証金の納付を免除する。

第5条～第55条 (略)

別表 (略)

別表第1(第3条 関係)

第184条 建設工事の契約者 _____ は、工事に着手したときは、速やかにその旨を予算執行職員に届け出なければならない。

第185条～第281条 (略)

別記

佐渡市建設工事請負基準約款

第1条～第3条 (略)

(契約の保証)

第4条 (略)

2～5 (略)

6 乙は、甲があらかじめ入札の公告又は入札実施通知において契約書記載の工事の請負者となる者が請負契約による債務の履行を甲に対して保証する公共工事履行保証証券を甲に差し入れる必要があることを定めたときは、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を甲に対して保証する公共工事履行保証証券(かし担保特約を付したものに限る。)で請負金額の10分の3に相当する金額以上の額を保証金額とするものを甲に差し入れなければならない。

7 (略)

8 甲は、第5項及び前項に規定するもののほか、あらかじめ入札の公告又は入札実施通知により契約書記載の工事の請負者となる者が一定の条件を満たすときに契約保証金の納付を免除することを定めた場合において、乙が甲の定める条件を満たしているときは、第1項又は第2項の規定による契約保証金の納付を免除する。

第5条～第55条 (略)

	別表 (略) 別表第 1 (第 3 条、第 161 条関係)
--	-----------------------------------